

## 議案第27号

### 幕別町火入れに関する条例の一部を改正する条例

幕別町火入れに関する条例（昭和59年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「火入れ地」を「火入地」に改める。

第9条中「火入れ許可証」を「火入許可証」に改める。

第10条第3項中「火入れ従事者」を「火入従事者」に改める。

第12条第2項中「火入れ者」を「火入者」に、「火入れ従事者」を「火入従事者」に改め、同条第3項中「火入れ責任者」を「火入責任者」に改める。

第14条第1項中「強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合に」を「気象庁が強風注意報若しくは乾燥注意報を発表した場合又はとちまち広域消防事務組合長が林野火災注意報若しくは林野火災警報を発令した場合」に改め、同条第2項中「認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときに」を「認められる場合又は前項に定める場合」に改める。

第16条第4項中「火入れ従事者」を「火入従事者」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。